

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

6月5日(金)

発行：税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

あなたにも相続税が??
～相続税の基礎知識～

日時：2015年8月5日(水)
8:00～9:00(開場7:45～)

講師：税理士法人 SBC パートナース
税理士 磯崎 正典

対象：経営者・資産家・サラリーマン

定員：10名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)
※弊社顧問契約先 1,000円(税込)
当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース
Tel: 052-203-1112

(担当：平松・野々部)

結婚・子育て資金贈与非課税でQ&A公表 婚礼、出産、育児等非課税の詳細が明らかに

平成27年度税制改正で、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されたが、これを受けて内閣府は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」を公表した。

今回のQ&Aでは、結婚関係に関しては、婚礼・家賃等・引越しに区分し、妊娠、出産、育児関係では、不妊治療・妊婦健診・出産・産後ケア・子の医療費・子の育児に区分し、それぞれの具体的な費目について、Q&A及び別表の形式で「非課税となる費目」「非課税とならない費目」「支払先と認められる場所」「金融機関等に領収書等を提出する際に確認すべき事項」等が明確に示されている。

婚礼費用では、挙式や披露宴を開催するために必要な費用として会場費や衣装代、招待状等が非課税とされるが、入籍日の1年前の日以後に支払われたものに限られることとされた。挙式と披露宴を複数回行う場合や二次会費用、海外挙式費用も対象となるが、結婚指輪の購入費や挙式に出席するための交通費、宿泊費、新婚旅行費用は対象外とされている。

家賃等に係る費用では、結婚を機に新たに借りた物件に係る賃料や敷金、共益費、礼金、仲介手数料等が対象となる。入籍日の前後各1年以内に締結した賃貸借契約に限り、契約締結日から3年を経過する日までの支払分が対象となるが、駐車場代、地代、光熱費、家具・家電などの購入費等は対象外とされている。

出産に係る費用では、入院から退院までに要した費用が、入院中の食事代なども含めて対象となり、出産一時金など公的助成の有無は関係ない。

子の医療費に係る費用では、小学校就学前の子に要した医療費で、保険適用の有無等に関係なく、治療費や予防接種代、乳幼児健診費用が対象とされるが、処方箋に基づかない医薬品代や交通費は対象外とされた。

子の育児に関する費用では、小学校就学前の子に要した入園料や保育料、食事の提供に係る費用等、育児に伴って必要な費用が対象となる。

Scope

結婚・子育て資金の 一括贈与

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、贈与者である祖父母や両親(直系尊属)が、20歳以上50歳未満の子や孫等の受贈者の結婚・子育て資金の支払いに充てるために金銭等を一括して拠出し、それを金融機関に信託等した場合には、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)を限度に贈与税が非課税とされます。

【注意】 当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。